

議案第 5 2 号

大野高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱の制定について

令和元年 1 2 月 2 6 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市における高等学校定時制教育の充実及び発展を図るため

大野高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における高等学校定時制教育の充実及び発展を図るため、大野高等学校定時制教育振興会（以下「振興会」という。）が実施する活動及び事業に対して補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、振興会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 振興会の管理運営に係る経費
- (2) 生徒及び保護者を対象とした交流活動並びに研修に関する事業に係る経費
- (3) 定時制教育の普及及び振興に係る経費
- (4) 定時制教育のための資材の整備に係る経費
- (5) 生徒の修学の奨励及び福利厚生の実施に係る経費
- (6) 定時制教育に関する諸団体との連携及び連絡調整に係る経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算で定める額の範囲内とする。ただし、補助金の額の上限は、当該年度の4月1日時点の福井県立大野高等学校定時制課程に在学する生徒数に3,500円を乗じて得た額又は補助対象経費総額

のいずれか低い額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。